

## 第13期第2回

# 札幌市福祉のまちづくり推進会議

## 議 事 録

日 時：2025年1月20日（月）午前9時30分開会  
場 所：O R E 札幌ビル 8階 会議室5

## 1. 開 会

○事務局（高松企画調整担当課長） 皆様、本日は、お忙しい中、また、足元が悪い中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第13期第2回札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます保健福祉局企画調整担当課長の高松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年9月から始まりました第13期推進会議において、公共的施設のバリアフリー部会と障がい分野における共生社会推進条例検討部会の二つの部会を設置しております。

本日は、これらの部会から中間報告をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場、様々な視点から忌憚のないご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

事前に郵送させていただきました会議概要をご覧ください。

本日の議事次第の裏面に委員名簿を添付しております。

資料につきましては、記載のとおり、資料1から資料6の添付となっております。

不足などはございませんか。

また、本日は、事務局として障がい福祉課職員が出席するほか、各議題に関する所管部局として、まちづくり政策局ユニバーサル推進室、スポーツ局施設課、経済観光局展示場設備担当課の各職員が出席しております。

それでは、事務局より委員の皆様の出席状況についてご報告させていただきます。

○事務局（布施事業計画担当係長） 本日は、石田委員、今委員、鈴木委員、横尾委員の4名から欠席される旨のご連絡をいただいております。

また、橋本委員がオンラインで出席されております。小島委員もオンラインで出席予定ですが、現時点でまだ参加されておられません。

橋本委員からは、所用のため、10時半頃に途中退席される旨のご連絡をいただいております。

本会議の委員数は全員で25名となっております、現時点で20名のご出席をいただいております。

出席者数が過半数に達しておりますことから、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 続きまして、今会議から新たに委員になりました2名の方をご紹介します。

次第の裏面の名簿をご覧ください。

お名前を読み上げさせていただきますので、呼ばれた方は、恐れ入りますが、一言、ご挨拶をお願いいたします。

令和6年7月16日から就任していただいております札幌市社会福祉協議会の高棹委員です。

○高棹委員 札幌市社会福祉協議会の高棹でございます。

全体会議は初めての参加になります。よろしくお願いいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 令和6年12月16日から就任していただいておりますスポットウォーキングさっぽろの福士委員です。

○福士委員 皆様、初めまして。

スポットウォーキングさっぽろの福士叶夢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） それでは、以降の会議の進行につきましては、石橋会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○石橋会長 北海学園大学の石橋でございます。

皆様、明けましておめでとうございませうというにはちょっと遅いですね。こんにちは。

それでは、早速、札幌市福祉のまちづくり推進会議第2回を始めていきたいと思ひます。

ここからの司会進行を務めさせていただきます。

冒頭に事務局からご案内がございましたが、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるよう、なるべくゆっくりお話ししていただきたいと思ひます。

それでは、議題の一つ目に入りたいと思ひます。

公共的施設のバリアフリー部会からの中間報告になります。

公共的施設のバリアフリー部会では、中央区複合庁舎整備事業、モエレ沼公園野球場整備事業、（仮称）新展示場整備事業のバリアフリーチェックを実施しました。

それぞれの資料に基づき、事務局からご報告をよろしくお願いいたします。

○事務局（布施事業計画担当係長） 障がい福祉課事業計画担当係長の布施でございます。

本日は、第13期の活動の途中報告をさせていただきます。

まず、この1年間の開催状況をご説明いたします。

資料1をご覧ください。

第13期の委員任期は令和5年9月からの2年間でございます。

第1回の全体会議は、令和5年11月29日に開催しております。この会議では、会長、副会長を選出するとともに、第12期の活動の振り返りを行い、第13期の検討事項として、公共的施設のバリアフリー部会及び障がい分野における共生社会推進条例検討部会の二つの部会を設置することを決定いたしました。

部会の活動の方向性として、公共的施設のバリアフリー部会では、バリアフリーチェックの実施、また、障がい分野における共生社会推進条例検討部会では、共生社会推進条例の制定検討を行うことをそれぞれ確認しております。

次に、各部会の活動の概要でございます。

障がい分野における共生社会推進条例検討部会については、後ほど、ユニバーサル推進室より、議題（２）で説明させていただきます。

まず、公共的施設のバリアフリー部会ですが、部会は全２回、バリアフリーチェックは全３回開催いたしました。

第１回の部会を昨年２月に開催し、部会長、副部会長を選出するとともに、部会の活動内容について確認いたしました。

第２回は、昨年１２月に書面で開催したところでございます。

バリアフリーチェックを実施した中央区複合庁舎整備事業、モエレ沼公園野球場整備事業、（仮称）新展示場整備事業の概要等について確認いたしました。

ここからは、バリアフリーチェックの実施状況についてご説明いたします。

お手元の資料２から資料４になります。

まず、バリアフリーチェックシステムについてご説明をいたします。

バリアフリーチェックシステムとは、札幌市が施設を建てる際に、条例で定められた整備基準を上回るよりバリアフリー化された施設となるように、設計段階や施工段階で高齢の方や障がいのある方に図面や現地をチェックしていただき、ご意見を施設整備に生かしていく取組のことでございます。

この１年間で実施したのは、中央区役所の建て替え、モエレ沼公園野球場、（仮称）新展示場の三つとなります。

まず、一つ目、中央区役所の建て替えに当たりましては、令和６年２月に設計・施工段階のバリアフリーチェックを実施しました。

既に、令和４年に設計段階のチェックを２回実施しておりますので、今回は３回目のバリアフリーチェックとなります。

施設のイメージをしていただくために、概要資料をスクリーンで映し、オンラインでのご参加の皆様には画面共有させていただきます。

画面をご覧ください。

旧中央区役所の敷地に、中央区役所、中央区民センター、中央保健センターの三つの用途を集約した複合庁舎を新築し、令和７年２月２５日に供用開始いたします。

各階の構成といたしましては、地下１階、地下２階に来庁者用の駐車場、１階、２階に中央区民センター、３階から６階に中央区役所、中央保健センターを配置しております。

石山通に面した建物東側に来庁者ゾーンや窓口・執務ゾーンを設けることとなっております。

各階の動線としては、エレベーターにより、地下２階から６階までアクセスできる計画となっております。

また、１階のエントランスホールから多くの来庁者が利用する３階各種窓口までは、利便性を考慮し、石山通からも視認性のよい位置にエスカレーターを設けることで、分かり

やすい動線としております。

続いて、トイレにつきましては、男女一般トイレ内の大便器や小便器、洗面器には手すりを設置します。

特に大便器については、全てのブースに手すりを設置し、誰もが利用しやすいよう配慮いたします。

バリアフリートイレについては、各階の男女一般トイレに隣接して計画しておりまして、特に来庁者の出入りが多い1階には、直径180センチの円が内接できる広さを確保するとともに、大型ベッドを配置することで、重度の障がい者、介助者等への配慮を行います。

また、バリアフリートイレの機能分散や混雑緩和が図られるよう、各階の男女一般トイレの中に、子連れ対応のベビーチェア、フィッティングボードを設置したゆとりあるブースを設けています。

オストメイト対応設備については、2階、4階、6階のバリアフリートイレに設けているほか、1階、3階、5階のゆとりあるブースにも設けております。

車椅子利用者用の駐車場については、地下1階、地下2階の来庁者用の駐車場のそれぞれエレベーターの近くに2台設け、建物全体で合計4台分を設けることとしております。

次に、バリアフリーチェックの実施結果概要ですが、お手元の資料2のとおり、いただいたご意見と、それに対する担当部局の考え方を記載しております。

お時間の関係上、ここでは主なご意見等についてご紹介させていただきます。

戸籍住民課など主要な窓口がワンフロアに集中しているが、混雑しないか不安である、また、特に混雑しやすい戸籍住民課が奥まった部分にあり、人の滞留に問題がないかとのご意見をいただきました。

なるべくお待たせしないような窓口連携システムを計画しておりますほか、エントランスホールや屋上テラスなど、待合以外でも待てるようなスペースを計画するというふうに回答しております。

次に、3個目ですが、各階トイレの機能一覧が記載されているサインについてご意見をいただいております。

機能を示すピクトグラムを大きくし、子どもが利用する機能など、特徴的なものには色をつけるなど、分かりやすい表記をすると回答しております。

次に、3ページの13個目ですが、各課名の色白抜きは見づらい、ベースの色をもっと淡くして黒字にしたほうがいいのではないかというご意見をいただいております。

こちらは、実際に使用するシートに印刷の上、北海道カラーユニバーサルデザイン機構に検証を行っていただき、調整を行う予定とのことでした。

続きまして、モエレ沼公園野球場整備事業についてご説明いたします。

お手元の資料3になります。

こちらは、軟式球場として使用していたモエレ沼公園野球場の硬式球場への改修工事となります。

外野フィールドには天然芝を敷き詰め、スピードガンを備えた大型スコアボードを管理し、ナイター照明6基を設置いたします。観客席は約4,000席を予定しております、令和7年春から供用開始となっております。

観覧席のうち、車椅子席は41席を設置いたします。

車椅子席を設置している2階への動線としましては、エレベーターを設けておりまして、そちらにより移動ができるようになっております。

トイレにつきましては、男女一般トイレのほか、1階、2階にそれぞれ1か所多機能トイレを設置しております、この中にユニバーサルシートやベビーシート、ベビーキープ、オストメイト用設備を設置した便房となっております。

続いて、車椅子利用者用の駐車場ですが、モエレ沼公園内に幾つか駐車場がございます、その中に障がい者専用駐車場は計32台設けております。

バリアフリーチェックの実施結果概要は、資料3のとおりです。

こちらにも主なご意見についてご紹介させていただきます。

今回のバリアフリーチェックについては、施工段階のバリアフリーチェックですが、野球場が施工中であり、現場視察は困難であったため、書面により開催しております。

まず、4ページ目の15番ですが、トイレに荷物をかけられるフックはつきますか、場所は車椅子の人も使えるような位置に設置してほしいですというご意見がございました。

便器の後ろに荷物を置けるスペースがありますが、荷物かけフックはないので、多機能トイレ及び一般用のトイレブース内に荷物かけフックの設置を検討しますというふうに回答しております。

次に、5ページ目の23番ですが、弱視の方には、階段の色が同じだと、ただの坂に見えて危ないので、目印などの配慮をしてほしいとのご意見をいただきました。

こちらは、観覧席の階段の縁、段鼻に黄色いラインを設けるなどの目印の設置を検討しますと回答しております。

続きまして、(仮称)新展示場整備事業についてご説明いたします。

お手元の資料4になります。

こちら札幌市豊平区の旧月寒グリーンドームの跡地に建てる施設でございます。白石区のアクセスサッポロの後継施設として、広さは延べ床面積約3万平方メートル、アクセスサッポロと比べて展示ホールの広さは約3倍となる巨大な展示場でございます。また、大小二つの展示ホールは七つに区分できるようになっております。

トイレにつきましては、男女一般トイレのほか、1階、2階の各トイレに多目的トイレを設置しているほか、男女共用の個室トイレである広々トイレを設置する計画となっております。

車椅子利用者用の駐車場については、入り口付近に15台設ける計画となっております。

バリアフリーチェックの実施結果概要は資料4のとおりですが、こちらにも主なご意見について幾つかご紹介させていただきます。

まず、2ページ目の10番ですが、駐車場についてのご意見で、降雪雨天時を考慮し、車椅子対応の駐車場から正面入り口にかけて屋根をつける考えはあるか、車椅子利用者は車の乗り降りに時間がかかるため、ロードヒーティングを含めた対応を考えていただきたいのご意見がありました。

こちら、ロードヒーティングによる対応を検討する旨を回答しております。

続きまして、3ページの13番ですが、車寄せからも誘導ブロックを設置してほしいのご意見をいただきました。

高齢者等のつまずき防止も考慮し、総合的な安全性の確保に留意しながら、ご意見を踏まえ、今後の設計の中で検討しますと回答しております。

続きまして、18番で、モノトーンのサインにするのであれば、人型のピクトサインの位置が高く、小さいと識別しづらい、視覚障がい者にも分かりやすい工夫がほしい、色分けが一番分かりやすいのご意見をいただきました。

視覚障がい者に対する配慮として、サイズを大きくすることや位置を調整することなど、今後の設計の中で検討しますと回答しております。

以上で、バリアフリーチェックについての説明は終了となります。

なお、来週に中央市税事務所、再来週に中央区複合庁舎の現場のバリアフリーチェックを実施いたしますが、改めて障がいのある方や高齢の方々にバリアフリーチェックを行っていただき、誰もが利用しやすい施設になるように引き続きチェックを行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○石橋会長 それでは、ただいま事務局からご説明、ご報告のあった内容について、委員の皆様方からご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思います。

ご発言される場合は、挙手でお知らせください。

いかがでしょうか。

○浅香委員 浅香です。

二つほどございます。

資料2の中央区複合庁舎の3ページ目の13番について説明をしていただきましたけれども、課名の色白抜きは見づらいということで、北海道カラーユニバーサルデザイン機構に検討していただく予定となっていますけれども、4月1日から供用になるわけですから、どういうふうになるか既に決まっていると思うので、それを教えていただきたいです。

もう一つ、余計な話かもしれないのですが、資料4の10番目の駐車場の件で、これは私たちが行ったときに屋根をつけていただきたいとお願いしたのですが、考え方としてはロードヒーティングによる対応を検討しますということでした。十数台分のスペースだからあまり支障はないのかもしれないのですが、札幌市の方向性として環境に配慮したことを一生懸命されていて、たしかSDGsを市長の大きな目標としてされていると思うのです。ですから、どうして屋根ではなくてロードヒーティングになるのか、回

答は要らないのですけれども、再考していただければありがたいと思っています。

まず、中央区複合庁舎のサインの件だけご回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○石橋会長 それでは、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（布施事業計画担当係長） 中央区役所複合庁舎の課名の色白抜きの件ですけれども、本日、中央区役所の整備を担当する市民文化局の区政課の職員が不在でございますので、こちらは、後ほど確認しまして皆様にフィードバックをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○石橋会長 もう一つ、資料4の質問10番の駐車場はロードヒーティングによる対応ですけれども、この件についてはいかがですか。

○事務局（布施事業計画担当係長） こちらについては、ご意見ということで承ることになるかと思いますが、展示場整備担当課から何かございませんか。

○事務局（大路経済観光局展示場整備担当係長） 私は、産業振興部の展示場整備担当しております大路と申します。

今いただいたご意見ですけれども、この事業につきましては、今まさに設計を進めているところでございます。

ロードヒーティングのほかにも屋根をとというお話でしたけれども、この事業につきましては、今後、設計の中で予算としての観点もございまして、利便性の面などを総合的に考えて、どのような対応ができるかというところを引き続き検討させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○浅香委員 分かりました。

1回だけの説明でしたので、できるだけ配慮していただきたいということをたくさん申し上げさせていただいたのですけれども、できれば二、三十台分を地下にでもつくっていただければベストかなと私は思っています。これだけ大きな展示場ができるということは行く人間も多様で、障がいのある方々や高齢者が行く展示場だと思いますので、できるだけ行きたいと思わせるような施設にさせていただければありがたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○石橋会長 ほかに、ご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思います。

いかがですか。

ないようでしたら、東委員、全体を見てくださっていると思いますので、ご質問、ご意見、ご感想など、一言、何かあればよろしくお願いいたします。

○東委員 北海道建築士会の東と言います。

今回の3件のバリアフリーチェックは、まだ書面段階で現地を見たところは1か所もないのですけれども、設計段階というところでは、やはり我々から出た意見を踏まえて何とか検討していただきたいと思っております。今、浅香委員からご発言いただいたように、やはりもう少し前向きに取り組んでいただきたいというのがこちらの希望です。

実は、モエレ沼公園の野球場に関しては、施工段階ということで、我々から要望や質問をしたことに対して、ほとんどと言っていいぐらい改善が見られない回答しか書いていないのですよね。こちらの資料を見ていただくと分かるのですが、我々がこういう場を持っていることの意味がないのではないかとというぐらい残念に思っております。

○石橋会長 突然の指名にもかかわらず、コメントをいただき、ありがとうございます。

今、少し厳しいご意見をいただいたのですが、特にモエレ沼公園野球場整備事業について、お考えとか、実はこういう理由があってといったところがあればお伺いしたいと思っておりますけれども、今日をご担当の方はいらっしゃいますか。

よろしく申し上げます。

○事務局（伊藤スポーツ局施設係長） 皆様、お疲れさまです。

スポーツ局施設課施設係長の伊藤と申します。

これについては、設計段階で一度バリアフリーチェックをやらせていただいて、その中でいただいたご意見については、書面ではあったのですが、回答としてお示ししていたところがございます。設計段階のものについては、当方としましては、ある程度反映できたのではないかと考えておりました。

施工段階に関してですけれども、施設の都合上、観客席がほとんどを占めるような施設でして、また、野球場独特の複雑な形状という中で、いろいろなプランを配置していったというところで、設計、そして、施工上の制約が多い施設だったというふうに認識しております。

また、施工がある程度進んだ段階でバリアフリーチェックをしていただいたことになりまして、時間的なものや、言ってはいけないのですが、予算的なものがある中で、間に合わない部分がありました。

スポーツ部としては、原局として、予算やスケジュール管理というところで、できる限りの努力をしていったと思っているのですが、施工の工事部隊の時間、お金の部分で対応が難しかったという状態になっていると認識しております。

今後については、スポーツ施設は、球場に限らず、体育施設、プールの計画など、様々ありますので、今後の施設に向けて、よりご意見を反映できるような形で進めていきたいと思っておりますので、今回の反省点を踏まえて今後に活かしていきたいと思っております。

○石橋会長 ほかの委員から何かございませんか。

○山日委員 公募委員の山日です。

画像をいっぱい見せていただいて、どこの場所のトイレだったかが分からなくなってしまったのですが、多機能トイレか広々トイレかのどちらかだったと思うのですが、ベビーキープがついている広いトイレの設計図のところで、資料上で見たので現場のサイズ感もよく分からないのですが、見せていただいた資料の中では、便座とベビーキープの位置がすごく遠いところにあったのですよね。

こういう広々としたトイレのつくりなので、車椅子の方がご利用されることも想定されての設計だとは思いますが、私が子育てをしているときに、例えば、スーパーマーケットなどで子どもをベビーキープに入れて自分が用を足しているときに泣いたり暴れたりということが結構あって、通常は近い距離にあるので、手をかけたりあやしたりとかしながら何とかやり過ごすという経験があったのです。ですから、ここは視界にはあるのですが、かなり遠いな、ただ、車椅子の方など、いろいろな方がご利用されるようになったときに、あの場所にしか設置できないのかなというのが率直な印象でした。

ベッドやベビーキープをつけていただいて、とてもありがたいとは思いますが、小さいお子さんを連れていく方がいらっしゃれば、そういった場面も多々出てくるかなと思うので、気になりました。普通の一般トイレについているのかは分からなかったのですが、この画像でしかコメントできないですが、普通の女子トイレにもついているのだったらいいかなと思いました。

○石橋会長 今、皆様に見ていただいている平面図の右側のベビーキープの位置と便器の位置が離れていると、子どもをベビーキープに座らせたときに、子どもがママとか言っているのは、僕もこれは記憶にあります。確かに、そうだなと思ったのです。

今のご指摘については、資料3の4ページ目の一番下の17番と同じかと思ひまして、一応、考え方といったところでご回答をいただいているのですが、これ以上のことについて何かご説明があれば、事務局からお話しいただけますか。

○事務局（伊藤スポーツ局施設係長） 先ほども申しあげましたように、既に設備関係の管の位置が決まって配管もしているような状態の中でのご意見だったということで、一旦はこれで進めていたところでございます。

施設を運営する中で、モエレ沼公園利用者の方から声を聞く機会やアンケートもありますので、そういう声を聞きながら、今後、改善できる方向で、機会を見ながら考えたいと思っております。

また、先ほども言ったように、ほかの施設においても、このようなことがないように、手順をしっかりと踏みながら進めたいと思います。

○山日委員 一般の女子トイレにも1か所でもつけていただけたら、多分、使えるかなと思うので、今後よろしくをお願いします。

○石橋会長 ほかに、ご質問やご意見はございませんか。

○鈴木（淳）委員 札幌市肢体障害者協会の鈴木（淳）です。

3か所のバリアフリーチェックの中で共通している車椅子のパーキングについて確認いたします。

普通の車しか入れないようなサイズのパーキングも見受けられるので確認ですが、この全ての車椅子駐車場は、いわゆる車1台に対して車椅子1台を置けるワイドのスペースと考えてよろしいのでしょうか、それとも、何種類かサイズがあるのでしょうか。

○石橋会長 では、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（布施事業計画担当係長） まず、中央区複合庁舎につきましては、こちらで確認をして、後日、フィードバックさせていただきたいと考えております。

モエレ沼公園野球場と新展示場につきましては、各担当からご回答をお願いします。

○事務局（伊藤スポーツ局施設係長） モエレ沼公園の野球場に関しましては、基本的には、モエレ沼公園の総合的な駐車場に車椅子対応駐車場がありまして、そちらは確保しております。そちらから園路を歩いて球場に来ていただくというような考えで施設ルートを考えております。

○事務局（大路経済観光局展示場整備担当係長） 先ほどのスライドの5ページ目に書かせていただいたのですが、新展示場の車椅子利用者用の駐車場については、現状では、幅3.5メートル、奥行き6メートルのますで想定をしております。ただ、そのサイズで確定というわけではないので、今後の設計の中でどのようなものが最善かというところを検討させていただければと思います。

○鈴木（淳）委員 基本的には、ワイドであれば問題ないのですが、普通のサイズだったら車椅子駐車場とは言えないと思っているので、それで確認をしたかったのです。

○石橋会長 今のご説明ではきちんと確保しているということですし、一応、入り口付近に幅3.5メートルと記載していますので、大丈夫と判断できると私は思います。

ほかに、ご質問、ご意見はいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 それでは、また後でも結構ですので、ご意見がございましたらご発言いただきたいと思っております。

議事を進めさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

続いて、議題（2）の障がい分野における共生社会推進条例検討部会の活動報告についてに進めさせていただきます。

ユニバーサル推進室から中間報告をお願いいたします。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） 改めまして、ユニバーサル推進室推進担当課長の松原と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

こちらの条例検討部会につきましては、先ほどもご報告があったように、これまで2回開催されたところでございます。

私からは、まず、資料5に基づき、条例の検討スケジュールのほか、これまでの部会の会議でどんなご意見を頂戴し、これまでの検討の中にどう反映してきたかをご説明させていただきたいと思っております。その上で、資料6に基づき、当該ご意見等を踏まえ、なお検討中の条例案について、現時点における素案の内容をご説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料5をご覧ください。

まず、資料の冒頭でございますが、標題にある条例名が変更になっています。

本条例につきましては、これまで（仮称）共生社会推進条例と呼んでおりましたが、1

0月に実施いたしましたパブリックコメントに先立ち、（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例に名称を変更しております。

こちらの変更理由につきましては、後ほど、資料6において改めてご説明させていただきますので、まずは1の検討スケジュールをご覧いただきたいと思います。

本条例につきましては、令和5年11月にユニバーサル推進検討委員会を設置して以降、関連する各附属機関でもご意見を頂戴しながら検討を進めてきたところでございます。

中でもこちらの福祉のまちづくり推進会議においては、条例検討に係る部会を設置いただき、昨年5月20日と11月7日の2回にわたり、部会委員の皆様からご意見を頂戴する機会を得ました。

条例の検討といたしましては、そのほかにも市民ワークショップを6月に、また、いわゆるパネル展であるオープンハウスを8月と11月に開催いたしましたほか、ユニバーサル推進検討委員会も通算5回開催するなど、様々な形で市民、当事者の皆様との意見交換を重ねてきたところでございます。

また、10月31日から11月29日までにかけては、市民等から広くご意見を頂戴する手段として、いわゆるパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントにおきましては、速報版の数値となりますけれども、意見提出者数は1,014人、意見数は2,068件と多くのご意見を頂戴したところでございます。

本条例につきましては、今はいただいたご意見の集約等を進めている段階でございます。今年2月に招集予定の市議会への条例案提出を目途に、現在、事務局で作業を進めているところでございます。

続きまして、2の「福祉のまちづくり推進会議（部会）①（令和6年5月20日開催）における主なご意見と対応について」をご覧ください。

5月開催の会議におきましては、当時の条例骨子案に関し、皆様から多様なご意見をいただきました。本資料は、当日いただいたご意見の主なものと、これまでの検討における対応状況等を記載した早見表となっております。会議の中で出た意見をここでは大きく五つにまとめておりますので、順次、ご紹介させていただきたいと思います。

まず、1点目として、条例をより分かりやすいものとするといった観点で、絵を活用するなどしたほうがよい、2点目として、子どもや障がいのある方などにも分かりやすいものとしてほしい、3点目として、知的障がいの世界では、分かりやすい言葉を使えば使うほど、逆に分かりづらくなるということもある、条例本文はそのままでも、別途、分かりやすい版のようなものをつくるということでもよいのではないかとのご意見をいただきました。

これらのご意見への対応は、右側に記載しております。

これまでに開催いたしました市民ワークショップやオープンハウス、パブリックコメントにおきましては、可能な限り分かりやすい資料等の作成を図りました。その上で、子どもの意見を伺う機会といたしまして、中・高校生や大学生との意見交換などを実施したと

ころでございます。また、条例制定後には分かりやすい版の作成も予定しているところで

す。  
続きまして、4点目として、条例を制定するだけで変わることはなく、併せて具体の事業を進めていく必要がある、庁内や事業者と連携して取り組む必要があるとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、令和6年6月に策定したユニバーサル展開プログラムに基づき、関係事業を庁内一丸となって推進していく予定でございます。

最後に、5点目として、前回3月にお示しした条例の骨子案に（仮称）札幌市共生社会推進委員会を置くという記載がございましたが、札幌市には札幌市共生社会推進協議会という組織が既に存在していて、名称が分かりづらいのではないかとといったご意見を頂戴したところでございます。こちらにつきましては、条例に基づき新たに設置する附属機関の名称を（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会と変更することとしております。

裏面に移っていただきまして、3の「福祉のまちづくり推進会議（部会）②（令和6年11月7日開催）における主なご意見について」ご紹介させていただきます。

11月の部会では、5月にいただいたご意見等を踏まえて更新いたしましたパブリックコメント時点での素案をベースに部会の皆様から改めてご意見を頂戴したところです。こちらは、パブリックコメントへの対応に合わせ、現在、各意見への対応を庁内で検討中であるため、いただいた意見の内容のみを記載しております。

まず、5月開催時と同様に主な意見を大きく五つにまとめていますので、ご紹介させていただきます。

1点目として、他の条例についての資料等を見ても内容が分かりづらいことが多いが、本条例については、市民ワークショップを開催したり、パネル展でイラストを活用するなど、とても丁寧に分かりやすくしていただいたと思う、1点だけ、定義の中の包摂性という言葉が難しいと感じたとのご意見をいただきました。

2点目として、子どもへの取組というのはとても重要と考えている、現在、フリースクールを運営しているが、不登校児童への支援などの運営に障がいのある方にも関わっていただくような取組を最近始めた、こういった取組に対してハレーションやご意見をいただくこともあったが、実際にやってみないと両者の意見を聞くことはできないというご意見をいただきました。

3点目として、小学生以上だけでなく、未就学児への働きかけも重要だと思う、美術に関する親子参加型のワークショップなどを行うことがあるが、親も含めた理解などに大変適していると思う、ぜひ、未就学児への働きかけなども進めてほしいというご意見をいただきました。後ほどご説明させていただきますけれども、条例制定に当たっての基本的な考え方の一つに未来につながる取組の推進を掲げており、子どもも参画しやすい取組を市民、事業者、市との連携・協働の下に進めていきたいと我々としては考えております。

4点目として、教育における進め方として、まずは人としてどう行動するべきかが重要、

教育委員会とは密に連携していただきたい、また、一過性のものではなく継続した取組となるよう進めてほしいというご意見をいただきました。

最後に、5点目として、個別の取組は様々進められているけれども、横串を刺して連携していくことが重要、どうしても行政は縦割りになりがちだが、条例に記載しているような枠組みを活用し、事業間の整合性や効果検証についてしっかりと進めてほしいというご意見をいただきました。市役所におきましては、昨年度、ユニバーサル施策の推進体制といたしまして、市長を本部長とし、各関係部局の局長級を本部員とする札幌市ユニバーサル推進本部を設置したところでございます。この推進本部の枠組み等を通しまして、庁内の関係部署と連携しながら、取組を継続的・発展的に実施していく予定としております。

以上のとおり、部会におきましては、条例案そのものに限らず、取組の進め方も含めて多様なご意見をいただいたところでございます。ご意見の中にあつたとおり、我々としても、条例の検討に併せて具体的な取組を進めていくことが重要と考えております。いただいたご意見を踏まえながら、関係部局とも共有の上、施策の実施、改善、向上を図ってきたいという考えでございます。

資料5についてのご説明は以上となります。

続きまして、資料6をご覧ください。

本資料におきましては、改めて、部会でのテーマとなりました（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例につきまして、現時点での条例素案の内容等をご説明いたします。

資料左側の①条例制定の背景や②条例の制定目的につきましては、これまでもご説明させていただいている部分ですので、本日は説明を割愛させていただきたいと思っております。

それでは、資料右側の③条例素案の概要をご覧ください。

条例の素案作成に当たりまして、基本的な考え方として4点で整理しておりますので、順次ご説明させていただきます。

まず1点目は、多様性を尊重したまちづくりでございます。

こちらは資料には記載がありませんけれども、人は、皆、年齢、性別、性的指向やジェンダーアイデンティティー、障がいや病気の有無、国籍、民族、言語、宗教、文化など、無数の多様な違いを抱えています。しかし、これらの違いに起因する個性や能力等に対する理解が十分ではないなどといった社会における様々な障壁により、時には差別や偏見を向けられる場合もあるなど、日々の暮らしに生きづらさを感じている方々が多くいらっしゃる現状にあると認識しております。

また、近年における少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化なども踏まえ、記載のとおり、誰もが自分らしく暮らし、能力を發揮できるよう、こうした違いを尊重する多様性の尊重がこれまで以上に求められると考えました。

2点目は、包摂的なまちづくりであります。

社会的障壁と呼ばれるものには、物理的、制度的、文化・情報面及び意識上のものなど

がありますけれども、共生社会の実現に当たっては、多様性を尊重することに加え、社会に存在する様々な障壁を取り除き、誰もが社会から孤立することなく安心して生活できるよう、生きづらさを社会全体で解決していくことが求められると考えています。こちらにつきましても、先ほどもご紹介いたしましたように、包摂性という文言が難しいとのご意見をいただいたところでございます。後ろの本書では注釈をつけているところでございますけれども、我々としても今後はより丁寧に説明を行っていきたいと考えています。

3点目は、市民・事業者との協働による共創でございます。

本条例の制定目的のところでも触れましたが、共生社会の実現に向けては、我々行政と市民、事業者が一体となって協働しながら取組を進めていくことが求められると考えています。

最後に、4点目は未来につながる取組の推進であります。

こちらは、部会でも特にご意見があったところでございます。共生社会の実現に向けましては、世代をまたぐ長期的かつ継続的な取組が求められると考えています。そこで、条例の検討過程のみならず、それ以降も多世代による取組を進め、特に次世代を担う子どもや若者も参画しやすい取組を継続的かつ発展的に展開していく必要があると考えています。

以上の4点の考え方を踏まえ、条例素案を作成しているところでございます。

続きまして、ページの表の部分に記載している条例の内容のうち、主なものをご説明させていただきます。

まず、基本理念についてでございます。

基本理念につきましては、大きく3点で整理しています。

多様性尊重の観点から、①誰もが、基本的人権を享有する個人としてその個性や能力を認められること、包摂的なまちづくりの観点から、②誰もが、互いに理解し合い、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること、市民・事業者との協働の観点から、③市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むことです。その上で、共生社会の実現に向けた取組は、これらを基本理念として推進されなければならない旨を規定したいと考えております。

また、市の責務といたしましては、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならないことを定めるほか、市民及び事業者の役割として、市民・事業者は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるとともに、市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努める旨を規定したいと考えています。

そして、基本的施策になります。市は、共生社会を実現するため、①から⑥に記載の六つの施策を実施するものとする規定したいと考えています。

その上で、条例名をもとものと共生社会推進条例から（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例に変更した経緯と考え方についてご説明したいと思います。

先ほど、基本的な考え方として4点についてご説明いたしました。

まず、1点目として、これまでの検討の中で「つながり」というキーワードが多く出ていたのですが、こちらの基本的な考え方のうち、前半の三つにつきましては、現代社会を構成するそれぞれの立場の方々がつながり合う、いわば、横でつながるといようなことと考えられます。その上で、四つ目につきましては、過去、現在、未来と時代をまたぐということで、時間軸をつなぐ、いわば、縦のつながりと言えると考えまして、(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例とさせていただいたところがございます。

次のページ以降には、条例素案の全文版を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上、長くなりましたけれども、資料説明はこれで終了となります。

我々といたしましては、この検討期間そのものも条例の理念を共有する大切な時間だと考えてまいりました。ご紹介させていただきまして、これまでの検討に際しては、条例の本文だけではなく、取組の進め方等も含めて幅広くご意見を頂戴することができました。条例につきましては、今後は、いただいたご意見を踏まえながら、早期に条例素案を固め、市役所内部での最終的な意思決定を図っていくこととなります。

また一方で、条例制定は手段の一つなのかなと思っておりますし、それ自体がゴールではないとも思っております。今後も共生社会の実現に向けて継続して取組を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力いただければと思います。

私からのご説明は以上でございます。

○石橋会長 ただいま、事務局からご説明いただきました。

改めて、皆様方からご質問やご意見をお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○上原委員 公募委員の上原です。

意見というよりも質問で、ちょっと教えていただきたいのですが、素案の4ページの2のどんな条例をつくろうとしているの?のところ、「これまでに記載した制定目的から、本条例は、何らかの規制等を定めるいわゆる『規制条例』ではなく、基本理念等を定める『理念条例』とし、」とうたっているわけですが、前回会議だったか、いろいろな意見なりその回答の中に、理念自体というのは各分野でそれなりにあり、浸透もしている中で、今の課題というのは、むしろ、何か問題があったら、いわゆる規制的部分について取り上げていかないと実効性がないというような意見もあったような気がするのです。

そういう中で、ここに理念条例、規制条例とありまして、世の中、ほかにもこういうものをやっているところがあると思うのですが、規制条例としてやっているところもそれなりにあるのかということと、先ほどのご説明の最後で、これがゴールではなく、これからどんどん取り組んでいろいろとやっていくということでしたが、規制条例とか、規制的なことについての取組というのも課題としてお持ちなのではないでしょうか。

○石橋会長 1点目は規制条例としてやっているところが他都市であるのか、2点目は、

今回は理念条例ですけれども、規制条例としてするかしないか、これはまだ先の話だと思うのですが、見通しということでしょうか。

○上原委員 課題認識としてお持ちなのかということです。

○石橋会長 では、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） 今、2点のご質問をいただきました。

まず、1点目として、規制条例はあるのかというようなご質問だと思います。

今回の理念条例の中で、例えば、先ほどもご説明しましたように、差別や偏見を向けられる方もいらっしゃるということで、資料6の本書の7ページの目指すべき共生社会の定義につきまして、差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会ということで規定させていただきたいと現時点では考えているところでございます。

また、規制条例につきましては、差別とかそういったものに対し、他都市では大きく人権についての取組を規制しようということで条例を設けているところがあったり、ヘイトスピーチについて規制的な取組を進めているところもあると認識しております。

今回、我々は、いろいろな分野にまたがっているいろいろな課題、生きづらさを感じている方がいらっしゃるということを、市民、それから事業者も含めて自分ごととして考えていって、一緒に取り組んでいくために、まさにこの議論自体もその一つかなと思うのですけれども、まずはそうした事の拠り所となるものをつくろうとの観点で、理念条例ということで進めているところでございます。

また、今後についてのお話がありました。他都市でそういった条例などを持っているところがあることは我々も認識しているところでございます。一方で、この条例を検討する中では、自分が関わる分野については詳しくても、ほかのところでは多少違ったような生きづらさを抱えている方についてはなかなか自分ごとになりづらいところがあったり、複数の分野にまたがっているような課題もあることを改めて認識したところです。

そういう意味では、まずはこういった理念条例を通し、普及啓発というか、皆さんに知っていただく、自分ごとになっていただくことが大事なのかなというふうに思っています。

他都市の取組については、当然、我々もウオッチしておりますので、そういったところも踏まえながら、今後の必要性については別途考えていく形になるのかなと思っています。

○石橋会長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

○村瀬委員 素案の概要版を開いて右側に基本的な考え方が四つ示されていて、今のご説明にあったとおり、下の基本理念がこの基本的な考え方にそれぞれ対応しているような形だと思うのですが、未来につながる取組の推進について基本理念には入っていないことが少し気になったので、これに関しては市の責務に当たる部分に対応しているのか、また、このページにおいては未来につながる取組の推進については記載しない予定なのかというところをお聞きしたいです。

○石橋会長 資料6を開いて右上の基本的な考え方の四つ目の項目がどこに対応している

のかというご指摘ですね。

では、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） 資料6の6ページをご覧いただきたいと思います。

こちらの本書版で言うと、4ページから5ページにかけて、先ほどご説明した基本的な考え方の四つを記載しているところがございます。そのうち、1から3につきましては、今のご質問の中でもいただいたとおり、基本理念の中にそれぞれ対応するものを設けました。

その上で、先ほどの名称のところでもご説明したとおり、基本的な考え方の④未来につながる取組の推進というところは、次世代につながっていく、未来につながっていくという基本的ないわば土台部分だと思っております、まさにこの理念条例をつくって今後につなげていくこと自体がこの4番につながるのかなと思っております。

そういった意味では、6ページの前文の一番最後の丸になるのですけれども、「そこで、私たちは、このような認識の下、共生社会を実現し、多様性と包摂性のある、誰もがつながり合う共生のまちをつくり、これを次世代に引き継いでいくことを決意し、ここにこの条例を制定します。」ということで、この条例の普及啓発だったり取組を進めるといった、この条例自体の考え方にも反映させているところがございます。

また、具体的な取組、子どもも参画しやすい取組につきましては、資料の10ページ目に①から⑥の取組ということで市の基本的施策を記載させていただいている中で、⑤の二つ目の丸にありますように、「本条例を活用した未来を担う子どもへの啓発など」と記載しているところです。啓発という市からお話しすることもあれば、子どもと一緒に何かやっていったほうがいいのではないかというご意見もかなりいただいておりますので、例えばワークショップの実施など、子どもも参画しやすい取組を進めていく必要があると考えております。以上のように、その考え方や具体的な事業として位置づけているところがございます。

○村瀬委員 概要版しかご覧になられない方も中にはいらっしゃると思うので、未来につながる取組の推進が全体の土台であるということも分かるような記載があると、もっと分かりやすい概要版になるのかなと考えました。

○石橋会長 今のご指摘は確かにそうかなと私も思ったのですが、多少、文言の加筆などはできそうですか。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） この条例を使いながら普及していくということでは、そういったところが伝わらないと意味がないと思いますので、今いただいたご意見も踏まえながら、また、条例の名称についても先ほど口頭でご説明させていただきましたけれども、そういったところも伝わるかということ、ここでは少し弱いかなと思いますので、そこは今後の説明の仕方や資料の作りなどに反映させていきたいと思っております。ご意見をありがとうございます。

○石橋会長 ほかにご質問やご意見はございませんか。

○鈴木（淳）委員 前回10月のときにも素案の概要版の資料が出たと思うのですが、今回は修正版として出てきたので、私は、前回のものと比較をしながら見ていったのですが、どこが修正されているのか、教えていただきたいです。

○石橋会長 お願いします。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） 見え消しになっていないので、ちょっと分かりづらい部分があったかと思いますが、例えば、概要版の③の基本理念の二つ目が今は「誰もが、互いに理解し合い、支え合い、」となっているのですが、当時は「誰もが、互いにその違い等を理解し合い、支え合い、」となっております。

ユニバーサル推進検討委員会における議論の中で、違いというところだけに着目すると、その違いだけがピックアップされ、あなたと私は違うのだという考え方になってしまうのではないかというご意見をいただきまして、「その違い等を」という文言を取り、「誰もが、互いに理解し合い、支え合い、」に変えさせていただいています。

他に例えば、本書の6ページの前文の三つ目の丸に「札幌は、ゆきとみどりに彩られた豊かな自然環境の下、様々な背景を有する先人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、育みながら、北方圏の拠点都市として成長してきました。」とあります。

10月に見ていただいたとき、また、パブリックコメントで出したときには、「それぞれの伝統と文化を紡ぎ、育みながら、先進の英知を取り入れていくことによって、飛躍的に成長してきました。」と記載させていただいておりました。

その後、この部分につきましていろいろとご意見をいただいたので、特にまちづくりといったところの成長を分かりやすくするように、今回、「北方圏の拠点都市として」と文言を変えさせていただいています。

そのほか、注釈部分を少し変えさせていただいたり、先ほどの違い等についてはいろいろなところに出てきますので、そういったところを変えております。

ただ、いずれにしても、これはまだ完成形ではなく、先ほどの11月にいただいた意見やパブリックコメントの意見も踏まえながら、今、事務局として最終的な素案を固めていく作業を引き続きやっているとございます。

○石橋会長 ほかにご質問やご意見はございませんか。

○高橋委員 老人クラブ連合会の高橋です。

今、ちょうどご説明していただいた資料6の6ページの前文の三つ目の丸についてです。「札幌は、ゆきとみどりに彩られた豊かな自然環境の下、」と読み上げていただいたのですが、「ゆきとみどり」が平仮名表記なのは何か意図があるのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○石橋会長 ただいまのご質問について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） 「ゆき」と「みどり」の二つにつきましては、この条例を制定する前に札幌市でまちづくり戦略ビジョンという総合計画をつ

くっております。こちらの骨子的な目指すべき姿のところでも「ゆき」と「みどり」という言葉が出てくるのです。先ほども子どもというキーワードがありましたけれども、漢字より平仮名のほうが、子どもや若者も含めてすごく理解しやすいし、自分ごとになりやすいのではないかというご意見があったようで、それを踏まえ、戦略ビジョンのほうでも平仮名を使っているところです。

我々も、今回の条例の検討に当たっては、先ほどの「子ども」というようなところも踏まえて同じような考え方でつくったほうがいいのではないかということで、平仮名で記載させていただいたという経緯がございました。

○高橋委員　そういう統一感を出すのは大事だと思うのですが、「ゆきとみどり」と平仮名がずっと続くものですから、ぱっと見たときに読みづらい一方、包摂的という耳慣れない文言が漢字で出ていることに私個人としては違和感があったのでお尋ねしたのです。おっしゃるとおり、前段のところ一度話し合われてそういうことを決められているのであれば、それはそれで札幌市の考え方ですので、分かりました。ありがとうございます。

○石橋会長　ここについては、僕も文章を書くときによくやるのですが、あえて強調するのであれば括弧をつけるとか、そういうやり方もひょっとしたらあるのかもしれませんが、そういう考えに基づいているということでご理解いただけたらと思います。

ほかにございませんか。

○片桐委員　公募委員の片桐です。

先日、福祉の手続で区役所に行ったときにコンシェルジュという立場の方をご紹介していただいたのですが、駐車券のダブルチェックみたいな感じでいらっしゃったのです。新設されたコンシェルジュは主に駐車券の配付に結構な時間を割かれていたように見えたのですが、共生社会を体現するといいますか、この理念を体現するコンシェルジュの役割をどうやって市民に周知するかということと、実際にどういう役割があるのかということを質問させていただきたいと思います。

○石橋会長　今のご質問について、いかがですか。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長）　私も現場の状況が把握できていないのですが、今ご質問をいただいたように、コンシェルジュということで入り口近くにいる者については、手続も来庁者によってさまざまですし、対応する窓口も複雑になっていますので、それをつながなければいけないというか、1か所だけでは完結しないようなときに案内をする役目を担っている、誰もが分かりやすいようにご案内をする役目というのが設置の目的だと思っております。

今後は、この（仮称）誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の考え方も踏まえながら運営をしていく形になると思うのですがけれども、実際の現場の問題として、駐車券だけで手いっぱいといった状況がもしあるのであれば、現場の状況も踏まえながら取り組んでいかなければいけないと思います。駐車券のことも本来業務の一つだとは思いますが、そこは考えていかなければいけないと思います。

○片桐委員 1名だけいらっしやったのです。今度新しくできたところは3階にいろいろな施設が集約されているということでしたが、何名ぐらいいらっしやるのか、伺いたいと思います。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） 私も把握していないものですから、前半の宿題などもあったと思いますので、それと合わせて担当のほうに確認してご回答する形にしたいと思います。

○石橋会長 ほかに、ご質問やご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 今回はまだ中間報告ですよ。

本日いただいたご質問やご意見も踏まえ、かつ、資料5を見ますと、市議会における具体的な議案審議は来月以降となっておりますので、内容につきましてはもう少し変わる可能性があるということで、繰り返しになりますけれども、本日いただいた意見なども少し加えて修正に入るといったことで今日のご理解をいただけたらと思います。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋会長 ありがとうございます。

それでは、議題（2）については終えたいと思います。

次に、議題（3）のその他ですけれども、事務局からは特にございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 それでは、予定の時間になっていますけれども、全体を振り返ってご質問やご意見はございませんか。

○浅香委員 全然違う話ですけれども、JR新琴似駅前の広場を改修する計画をされているということで、私ども身障協会に視察に来てほしいと。たしか、今日か明日かあさってだと思えるのですけれども、この真冬の積雪期になぜそんなことをやらなければならないのかということ、これはいつから計画されていることなのかなと思ったりしていました。バス乗り場なども含めて見てくれと来ているのですけれども、今行っても、歩車道の段差だとか、歩道がインターロッキングなのか、コンクリートになっているのかとか、全体的に見渡せない時期だと思うのです。これは建設局から来ているらしいのですけれども、障がい福祉課のほうでそういうことを理解しているのかということが一つです。

それから、JR新琴似駅はエレベーターのない駅で高架になっているのですけれども、記憶では、札幌市でエレベーターをつかって駅舎と連結した事例として発寒駅があると思います。国の方針というか、条例では、1日の乗降客が3,000人だったか、5,000人だったか、ちょっと忘れてしまったのですが、それ以上でなければエレベーターをつける義務がないというふうになっているのですけれども、以前にそういう事例があったものですから、JRのほうでエレベーターをつける義務がなくても、札幌市のほうでちょっと考えてもいいのかなと思ったりしています。

ただ、私は新琴似駅に行ったことがないものですから、駅前広場にどのぐらいのスペースがあるかも分からないで今も意見を述べてしまって申し訳ないのですけれども、そういう点も含めて考えていただければと思いますし、この件を知っていたか、知らないかだけお答えいただければと思います。

○石橋会長 事務局からご回答をお願いします。

○事務局（布施事業計画担当係長） 先ほど、JR新琴似駅の改修に関して札幌市建設局から身障協会様にご依頼があったということだったのですけれども、その依頼については、一旦、まちづくり政策局から私ども障がい福祉課に、バリアフリーチェックではないですけれども、そういう確認をしたいということでお話があったという経緯がありました。

ただ、どのような内容のチェックになるのかとか、いつやるのかといった詳細についてのお話がこちらにはなかったものですから、今回、冬で非常に足元の悪い中でのチェックになってしまったということで、紹介した身としては大変申し訳なく思っております。

今回いただいた意見については、まちづくり政策局の担当にも申し伝えますので、そのような形で対応させていただきたいと思っております。

○浅香委員 本来であれば、いつものようにこの福祉のまちづくり推進会議から参加したい方は一緒に検証してほしいという事例の一つだと思うのです。

ですから、そうってしまったものはしょうがないでなく、石橋会長も常日頃言われるように横串をしっかりと刺した形で、これからはこの推進会議の活用も踏まえてやっていただければと思い、申し上げさせていただきました。

○石橋会長 浅香委員の御指摘はごもっともだと私も思います。庁内においてきちんと伝えていただけるとのことですので、ご対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにご質問やご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 それでは、予定していた議題はこれで全て終了いたしました。

マイクを事務局にお返ししたいと思いますので、よろしくお願ひします。

### 3. 閉 会

○事務局（高松企画調整担当課長） 石橋会長、会議進行をありがとうございました。

以上をもちまして、第13期第2回札幌市福祉のまちづくり推進会議を終了させていただきます。

皆様、お疲れさまでした。

以 上